

令和5年4月6日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会設置要綱の改正について  
茨城県警察サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会については、茨城県警察サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会設置要綱（平成29年4月13日付け通達甲警第28号別添）に基づき運営してきたところであるが、この度の組織改編に伴い、同要綱の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会設置要綱の制定について（平成29年4月13日付け通達甲警第28号）は、廃止する。

#### 記

##### 主な改正点

- 1 茨城県警察サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会（以下「委員会」という。）の副委員長を「警務部長」から「サイバー戦略統括官」に改めた。
- 2 サイバーセキュリティ戦略タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）のタスクフォース長を「警務部長」から「サイバー戦略統括官」に改め、副タスクフォース長を廃止した。
- 3 警務部警務課において処理していた委員会及びタスクフォースの庶務を、サイバー戦略推進室において処理することとした。

別添

## 茨城県警察サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会設置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、茨城県警察サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### 第2 委員会の設置等

#### 1 設置

茨城県警察本部に、茨城県警察サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### 2 任務

委員会は、サイバー空間の脅威に関する情報を総合的に集約分析し、本県警察が講ずべき対策方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

#### 3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 副委員長 サイバー戦略統括官
- (3) 委員 警務部長、警務部首席監察官、生活安全部長、生活安全部人身安全少年統括官、地域部長、刑事部長、刑事部組織犯罪対策統括官、交通部長、警備部長及び警察学校長並びに関東管区警察局茨城県情報通信部長

#### 4 運営

- (1) 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- (3) 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 5 庶務

委員会の庶務は、サイバー戦略推進室（以下「推進室」という。）において処理する。

### 第3 タスクフォースの設置等

#### 1 設置

委員会に、サイバーセキュリティ戦略タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を置く。

## 2 任務

タスクフォースは、委員会の事務について委員会を補佐し、サイバー事案（警察法（昭和29年法律第162号）第5条第4項第6号ハに規定するサイバー事案をいう。）に関する情報を集約分析するとともに、これに対処するための総合的な施策の企画、立案及び総合調整を図ることを任務とする。

## 3 構成

タスクフォースは、タスクフォース長及びタスクフォース員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) タスクフォース長 サイバー戦略統括官
- (2) タスクフォース員 警務部総務課長、同部警務課長、同部会計課長、同部情報管理課長、同部県民安心センター長、生活安全部生活安全総務課長、同部人身安全少年課長、同部サイバー犯罪対策課長、地域部地域課長、刑事部刑事総務課長、同部組織犯罪対策課長、交通部交通総務課長、警備部公安課長及び同部外事課長並びに関東管区警察局茨城県情報通信部通信庶務課長及び同部情報技術解析課長

## 4 運営

委員会の運営に関するこの要綱の規定は、タスクフォースの運営について準用する。

## 5 庶務

タスクフォースの庶務は、推進室において処理する。